

## 大阪市水道事業管理規程第2号

### 大阪市水道局公文書管理規程の一部を改正する規程

大阪市水道局公文書管理規程（平成13年大阪市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 情報システム <u>大阪市水道局情報システム等の整備及び運用に関する規程（令和7年大阪市水道事業管理規程第22号）第2条第1号に規定する情報システムをいう。</u></p> <p>[(4)～(10) 略]</p> <p><u>(公印)</u></p> <p><u>第24条 発送する公文書（電気通信回線を利用して発送する電磁的記録を除く。）で次の各号のいずれかに該当するものには、公印を押印するものとする。</u></p> <p><u>(1) 法令、条例、企業管理規程その他の規程の規定により公印を押印することとされているもの</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、当該公文書が真正であることを認証するために公印</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 情報システム <u>大阪市水道局ICT計画の推進に関する規程（平成28年大阪市水道事業管理規程第33号）第2条第2号に規定する情報システムをいう。</u></p> <p>[(4)～(10) 同左]</p> <p>(公印)</p> <p><u>第24条 発送する公文書（電気通信回線を利用して発送する電磁的記録を除く。）で指令、命令、監督庁への認可又は許可の申請その他重要と認められる事案に係るもの及び庁内文書のうち職員の身分を証明するものには、公印を押印しなければならない。</u></p> |

を押印することが特に必要であると当該  
公文書の作成に係る意思決定につき権限  
を有する者が認めるもの

(公文書の編集)

第29条 [略]

[2 略]

3 電磁的記録である公文書で保存期間が1年未満のものについては、第1項第4号の規定にかかわらず、局長が定める方法により、水道局庁内情報ネットワーク（大阪市水道局情報システム等の整備及び運用に関する規程第13条第1項に規定する局情報通信ネットワークのうち水道局内における情報の共有及び活用を行うためのネットワークをいう。）のファイルサーバ上の組織共用フォルダ（以下「組織共用フォルダ」という。）を利用して簿冊に編集することができる。

[4 略]

(公文書の編集)

第29条 [同左]

[2 同左]

3 電磁的記録である公文書で保存期間が1年未満のものについては、第1項第4号の規定にかかわらず、局長が定める方法により、水道局庁内情報ネットワーク（大阪市水道局ICT計画の推進に関する規程第26条に規定する局情報通信ネットワークのうち水道局内における情報の共有及び活用を行うためのネットワークをいう。）のファイルサーバ上の組織共用フォルダ（以下「組織共用フォルダ」という。）を利用して簿冊に編集することができる。

[4 同左]

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。